	平成	15	年 1	2)	月 2	22	日	月曜	翟日		官		į	報				(号外	第	29	1	号)			8	3
11年	もの 6 資産等の内訳 (借入金)	(個人分) 年間五万円以下の	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	政治活動費	備品・消耗品費 車黎乐費	経常経質 光熱水費	4	借入金 口 信用	個人分	個人の党費・会費を計	2 支出総額 3 本年収入の内訳	ŀ	1 収入総額前任婦財額	立行社同志曾 報告年月日 15. 7.31	1 収入総額2 支出総額	氏族派政治凶体人幽呈志登 報告年月日 15.7.18	温品・月末品買事務所費	人 计算 光熱 头費 年日、 ※ 詳日 弗	谿	機関紙誌発行事業 4 支出の内訳	노 상 I I I I	個人の党費・会費 (15人) 機関紙誌の発行その他の事業に	2 支出総額 3 本年収入の内訳	前年繰越額本年収入額	浴	 北方領土問題審議会 報告年月日 15 8 12
46,500,000 2,300,000 520,000 300,000		120,000								(7人)				1		で 発 発	u 			ZIIK		(15人) の他の事業に			ı	.9
			4,000,000	4,600,000	250,000 1 800 000	2,350,000		1,500,000 1,500,000	120,000	840,000	6,950,000	2,460,000	47,040,859 44 580 859		0 0		593,000	36,000 36,000	1,399,023	773,000		150,000 773,000	1,399,023	476,820 923,000	1,399,820	
(i) 編 無 無 無 に 画際 出願日 の 提出は	の次	iii 国籍及び住所	i) 氏名又は名称	人があるとき		1 5 a)を次のように吹		- 4.1 (a) (iv) を削り、(v) を		平成十五年十二月二十月的所有格機関事務后長	関事務局長回章及び平成	(平成十五年二月十四	吉書の写しの是共こつい 成十六年一月一日以降に	る国際予備審査報告書に	て、70.0修正は平成十六	以降に国際予備審査の	びに56、60.2 61.1 (c)	また、 53.、 53.、 53.、 60.、	4	- れたものこついてはなお - つ平成十六年一月一日以	正に関し、平成十六年一	際出願に適用する。ただ	平成十六年一月一日以降	へ、司多Eは、平成十六 の第五十八条②の規定に	れた特許協力条約に基づった。	────────────────────────────────────

○外務省告示第四百九十三号 お従前の規定を適用する。 だし、45.及び手数料表の修 降の国際出願日を有する国 に従い、次のように修正さ つく規則の一部は、同条約 以降に国際出願日が認めら 一月一日以前に提出されか (年一月一日に効力を生じ、 **几日にワシントンで作成さ**

則除は平成十六年一月一日 61. 2 及び 90の2. (b) の修正並

放十五年十月一日付け世界 四日付け世界知的所有権機 いて、それぞれ適用する。 に行われる国際予備審査報 について、94.cの規定は平 八年一月一日以降に発行す 請求がされたものについ

士三日 長回章)

をiv とする。 外務大臣 川口

をiiiとし、 iv) を削り、 (vi)

駅人又は、二人以上の出願 各出願人につき、次の事

める。

の種類、国内及び広域特許 に条約に拘束される全ての 次の事項を構成する。

> (ii)とによつて得られる全ての種類の保護を る指定国において、その国を指定するこ 第四十三条又は第四十四条が適用され

> > (iv)

願がいずれかの指定国において先の出願

出願人が、2¹(の規定により、国際出

を求める旨の表示 条②が適用される場合を除き、国内特許

定を有する間、全ての願書は当該国を指定 年一月一日までに国際事務局に通告するこ 国の指定及び当該国で効力を有する先の国 とを条件として、当該国内法令が上記の規 る場合には、当該指定官庁が当該国の指定 一の効果をもつて消滅することを定めてい 願により、当該先の国内出願が取下げと同 事務局は、その通告を速やかに公報に掲載 しない旨の表示を伴うことができる。 国際 内出願に基づく優先権の主張を伴う国際出 に関してこの規定が適用される旨を二千三 一日において、締約国の国内法令が、当該 (a) i)の規定にかかわらず、二千二年十月 九

削除

五 4.11を次のように改める。

又は原出願若しくは原特許の表示 先の調査、継続出願若しくは一部継続出願 いずれかの出願について

条5の規定に基づいて既に請求されてい 国際調査若しくは国際型調査が第十五

政府間機関により行われた調査(国際調 轄国際調査機関である国内官庁若しくは 報告の全部若しくは一部を国際出願の管 いて作成することを希望する場合、 査又は国際型調査を除く。)の結果に基づ 出願人が国際調査機関に対し国際調査 +

出願人が、 の個若しくは心の規定によ

(iii)

場合、又は、 扱われることを希望する旨の記載をする くは追加実用証を求める出願として取り て追加特許、追加証、追加発明者証若し り、国際出願がいずれかの指定国におい いて広域特許を求める旨及び、第四十五 第四十五条①が適用される指定国にお

七

(b)

の記載は4.の規定の適用上は効力を生じな

(a) iii 又はivの規定による表示の願書面へ

特許又はその他の原付与を表示する。 該出願を特定し、関連する原出願又は原 載し、その場合は先の調査が行われる当

扱われることを希望する旨の記載をする の継続出願又は一部継続出願として取り

場合には、願書には、その旨の表示を記

4.14 を 削 る。 4.12 を 削 る。 4.13 を 削 る。

12.e) を次のように改める。 (e)

の翻訳文の提出については、手数料表ーに 数料の受理官庁への支払を条件とすること 料の二十五パーセントに等しい遅延提出手 ごとの料金を考慮に入れない国際出願手数 掲げる三十枚を超える国際出願の用紙一枚 受理官庁は、②に規定する期間の満了後

12. (e)を次のように改める。

(e) 数料の受理官庁への支払を条件とすること 料の二十五パーセントに等しい遅延提出手 ごとの料金を考慮に入れない国際出願手数 掲げる三十枚を超える国際出願の用紙一枚 の翻訳文の提出については、手数料表ーに ができる。 受理官庁は、個に規定する期間の満了後

<u>+</u> 15.1を次のように改める。

第十五規則の表題を次のように改める。

第十五規則 国際出願手数料

国際出願手数料

らない。国際出願手数料は、受理官庁が徴収す 手数料(「国際出願手数料」)を支払わなければな 各国際出願については、国際事務局のための